

# 令和8年度鹿児島県障害者芸術文化活動支援センター運営業務 企画提案募集要項

## 1 趣旨

この要領は、「鹿児島県障害者芸術文化活動支援センター運営業務」（以下「本業務」という。）において、企画提案により、委託業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

鹿児島県障害者芸術文化活動支援センター運営業務委託

### (2) 業務目的

芸術文化活動を行う障害者やその家族、福祉施設、支援団体等を支援する拠点として、鹿児島県障害者芸術文化活動支援センターを設置し、芸術文化の享受、多様な活動の展開など、障害者の自立と社会参加を促進する。

### (3) 業務内容

別添「鹿児島県障害者芸術文化活動支援センター運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### (5) 委託契約の上限

4,065千円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 本企画提案募集は、予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会において予算の減額又は否決があったときは本企画提案募集について実施の効力を失う場合があり得るものとする。また、次年度においても契約を更新することになった場合は、予算の減額等により契約の変更又は解除があり得るものとする

## 3 資格要件

県内に事務所を有する社会福祉法人その他の法人格を有する者で、次に掲げる項目を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 鹿児島県から指名停止措置を受けていない者
- (4) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年生文第197号）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者
- (5) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (6) 委託業務の実施に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。

#### 4 失格事項

- 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
- (1) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合
  - (2) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
  - (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
  - (4) 収支計画に記載の金額が契約上限金額を超えた場合
  - (5) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
  - (6) 審査の公平を害する行為があった場合
  - (7) その他企画提案に当たり、著しく信義に反する行為があった場合

#### 5 スケジュール

- (1) 公募開始 令和8年2月12日（木）
- (2) 質問受付期限 令和8年2月17日（火）
- (3) 質問回答 令和8年2月20日（金）
- (4) 企画書等提出期限 令和8年2月27日（金）
- (5) 運営主体決定 令和8年3月5日（木）
- (6) 委託契約 令和8年4月1日（水）
- (7) 事業開始 令和8年4月1日（水）

※ 事前説明会は開催しない。

※ 提出書類等は全て午後5時必着とする。

#### 6 企画提案の手続き等

- (1) 質問受付及び回答

##### ア 質問方法

本業務に関する質問がある場合は、質問票（様式5）により、11に記載するアドレス宛に電子メールで提出すること。

##### イ 回答

上記期日までに鹿児島県ホームページにおいて公表する。

- (2) 応募書類の提出

- ① 企画提案応募書（様式1）
- ② 企画提案書（様式2-1, 2-2）
- ③ 団体概要（様式3）
- ④ 団体の役員等名簿・宣誓書（様式4）
- ⑤ 団体の定款又は寄付行為
- ⑥ 直近の団体の事業報告書
- ⑦ 直近の団体の財務諸表
- ⑧ 監査結果報告書

①～③はExcel様式で、④はWord様式で鹿児島県ホームページにおいて公開。⑤～⑧は任意の様式（⑧は参考様式あり）。

### (3) 提出方法

応募書類①～⑧をクリップ留めし、正本1部、副本5部を郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は持参による。併せて、①～④のファイルをメールで送付すること。

※ 提出した企画提案書等は返却はしないこととし、差替え、再提出は認めない。

なお、鹿児島県が必要と認めるときは、追加の資料提出を求めることがある。

## 7 企画提案書等の作成に係る留意事項

企画提案書等の作成に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 用紙サイズはA4版で作成すること。
- (2) 企画提案書の提出は1者につき1案に限る。

## 8 審査方法等

企画提案の審査は、委託業者の選定を行うために設置する審査委員会において行うものとし、別表に掲げる項目により、総合的に評価して得られた評価点数が最も高い業者を委託候補者とする。

なお、企画提案者が1者の場合も審査を行うものとする。審査の結果は、決定後速やかに提案者に通知する。

また、審査結果の内容に対する異議申立ては受け付けない。

## 9 契約の締結

- (1) 委託先候補者となった者と、詳細な業務の内容や契約条件を定めた仕様書について鹿児島県と協議・合意した後に委託契約を締結する。
- (2) 委託契約に当たっては、県は契約の相手方から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認した上で、契約書を取り交わすものとする。
- (3) 本業務の委託契約は、鹿児島県の契約書式により契約書を作成するものとする。契約に当たっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。
- (4) 委託費の支払は前払いすることができる。

## 10 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、企画提案者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (2) 採択された企画提案書等の著作権は鹿児島県に帰属するものとする。
- (3) 委託契約に係る業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (4) 天災地変その他やむを得ない理由により、業務の全部又は一部を発注できない場合がある。
- (5) 応募後に辞退する場合は、辞退理由を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。

11 担当部署（提出先及び問合せ先）

鹿児島県保健福祉部障害福祉課障害者支援室地域生活支援係 担当：福重

鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

電話：099-286-2746

E-mail : s-chiiki@pref.kagoshima.lg.jp